

第3章 史跡松本城の概要

1 史跡等の概要

(1) 史跡松本城の概要

松本城の城域は約600メートル四方で、南がやや狭くなった台形状をなし、外周を総堀がめぐり、二の丸には外堀が、本丸の東・南・西には内堀があり、城郭を固めています。それぞれの郭^{くるわ}には、三の丸に大手門、二の丸には太鼓門、本丸には黒門が正門として置かれました。

本丸・二の丸・内堀・外堀は、昭和5年（1930年）に史蹟名勝天然記念物保存法により史跡に指定されました。昭和25年（1950年）の文化財保護法の施行に伴い、史蹟名勝天然記念物保存法は廃止され、旧法による史跡指定は文化財保護法による指定とみなされました。

昭和45年（1970年）には東総堀が、また平成19年（2007年）には西総堀土塁跡、平成25年から平成29年（2013年から2017年）には南・西外堀、東総堀水切土手が追加指定を受けました。

本丸御殿は享保12年（1727年）に焼失し再建されませんでした。二の丸にあった古山地御殿は明治になって取り壊されました。二の丸御殿は筑摩県庁として使用されていましたが焼失し、跡地に松本地方裁判所（のちの長野地方裁判所松本支部）庁舎が置かれました。裁判所移転後の昭和55年から昭和59年（1980年から1984年）に二の丸御殿跡の発掘を中心とする総合調査が行われ、史跡公園として平面表示による復元がなされています。

南・西外堀は大正から昭和初めにかけて埋め立てられ、住宅地や店舗が建ち並びましたが、「松本城周辺整備報告書」、「松本城中央公園整備計画」、「周辺整備計画」において、南・西外堀復元事業が整備項目として掲げられました。同事業は、南側に隣接する都市計画道路（内環状北線）拡幅整備事業と一体的に行うこととしており、平成8年度（1996年度）以降、試掘調査による堀の位置の確定、それに基づく史跡指定範囲の設定、地元権利関係者との協議を継続的に進め、平成24年度（2012年度）からは、史跡として保護を図ることを目的に、権利関係者の同意の得られた範囲から順次史跡追加指定を図るとともに、追加指定範囲の公有地化に取り組んでいます。

(2) 国宝松本城天守の概要

本丸南西隅に建つ松本城天守は、明治維新の旧物破壊の風潮の中で売却され破壊の危機にさらされましたが、市川量造らの尽力により破壊を免れました。昭和11年（1936年）に国宝保存法により天守5棟が国宝に指定され、昭和25年（1950年）には文化財保護法により旧国宝は重要文化財とみなされ、昭和27年（1952年）に「松本城天守」として国宝に指定され今日に至っています。

(3) 三の丸及び城下町

外堀と総堀に囲まれた三の丸には上級家臣の屋敷が配置され、その外側に町人地等の城下町が広がっていました。その後、総堀の多くと外堀の一部は埋め立てられて市街地に変貌しまし

たが、松本の街の中心地としての役割を担う中で、時代に応じた都市機能の変化を重ねてきたことにより、都市構造や建築物等に様々な時代の面影を感じることができます。それらの歴史を尊重しながら、これからの時代にあった新たな役割を持つエリアを目指すべく、令和4年（2022年）3月に「松本城三の丸エリアビジョン」を策定し、公民連携によるまちづくりを進めています。

2 史跡等の指定の現状

(1)当初指定 指定に至る経緯

ア 当初指定

大正8年（1919年）に史蹟名勝天然紀念物保存法が公布され、長野県が県内の史跡名勝天然紀念物調査を実施し、大正12年（1923年）から調査報告書を刊行しました。松本城は、大正12年（1923年）に唐澤貞治郎氏、岩崎長思氏による調査成果が「史蹟名勝天然紀念物調査報告書第1輯^{しゅう}」に掲載されました。

昭和3年（1928年）8月には、松本城の史跡指定に関する内申が行われ、昭和5年（1930年）11月19日付けで「松本城」が史蹟名勝天然紀念物保存法による史跡に指定されました。戦後、昭和25年（1950年）の文化財保護法の施行に伴い、史蹟名勝天然紀念物保存法は廃止され、旧法による史跡指定は文化財保護法による指定とみなされました。

なお、天守は昭和11年（1936年）に国宝保存法により「松本城」として国宝（旧国宝）に指定されました。文化財保護法により旧国宝は重要文化財とみなされ、昭和27年（1952年）に「松本城天守」として国宝に指定されました。

イ 追加指定

昭和45年（1970年）には東総堀が、平成19年（2007年）には西総堀土墨跡がそれぞれ史跡松本城に追加指定されています。平成24年度（2012年度）からは、南・西外堀復元事業の推進に伴い、事業用地の追加指定に取り組んでいます。現在の史跡指定範囲は、第21図のとおりです。

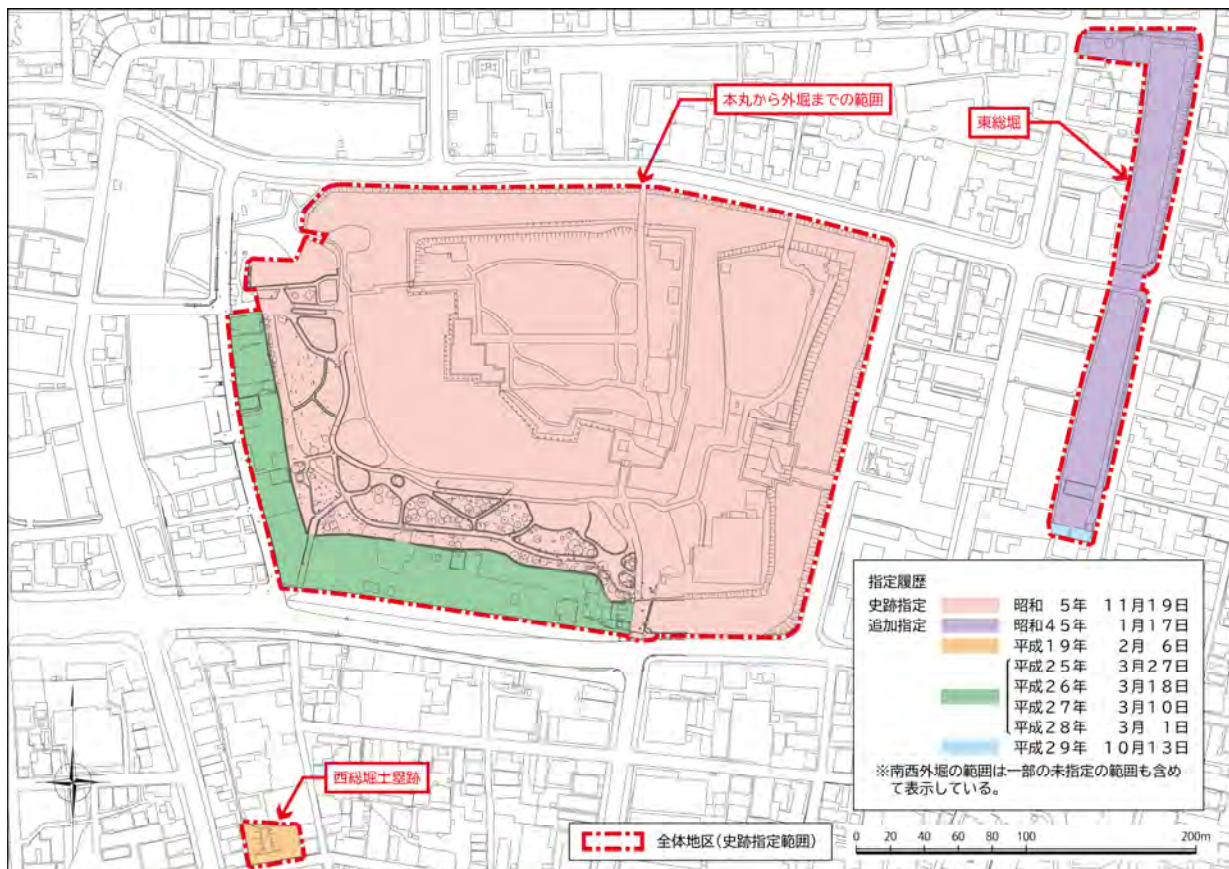
(ア) 東総堀

東総堀は、総堀のうち水堀として残存している範囲（北西隅部分は埋め立てられています。）であり、昭和5年（1930年）の当初指定範囲に含まれなかったものの、昭和15年（1940年）に、本丸・二の丸等と共に風致地区（松本城址地区）に指定され、景観上の保護が図られていました。昭和41年（1966年）2月に史跡追加指定の申請を行い、昭和42年（1967年）2月に長野県により、文化財保護法第70条第1項（当時。現在の第101条第1項）による史跡仮指定を受けました。昭和42年（1967年）8月に再度史跡追加指定の申請を行い、昭和45年（1970年）1月に指定となりました。当時、総堀を埋め立てて土地として利用を図るべきとの要望が市民から多く寄せられてお

り、史跡として保護を図るため、追加指定の申請に至ったものです。中心市街地に広い土地が必要となっていたこと、松本市有地として松本市が管理していたものの、管理が不十分であったこと等が背景にあったようです。風致地区に指定されていたことから、水面の埋め立てが規制され、史跡指定までの間、水堀の姿をとどめていたもので、風致地区の指定が東総堀の保存に大きな役割を果たしていました。更に、平成28年（2016年）1月に再々度の史跡追加指定の申請を行い、東総堀の水切土手が平成29年（2017年）10月13日に指定となりました。

(イ) 西総堀土塁跡

西総堀土塁跡は、顕在遺構として残存している3か所の総堀土塁の一つとして把握されていましたが、文化財指定等の保護措置が取られずにいました。平成18年（2006年）に土塁の削平を伴う開発行為が予定されたことから、当時の土地所有者と協議を行い、発掘調査を実施したところ、土塁、その西側の総堀、東側の武家地が確認されました。顕在遺構として残存する数少ない貴重な遺構であることから、土地所有者の同意を得て、史跡追加指定を受けたものです。追加指定後、公有地化し、西総堀土塁公園として整備し、公開活用を図っています。

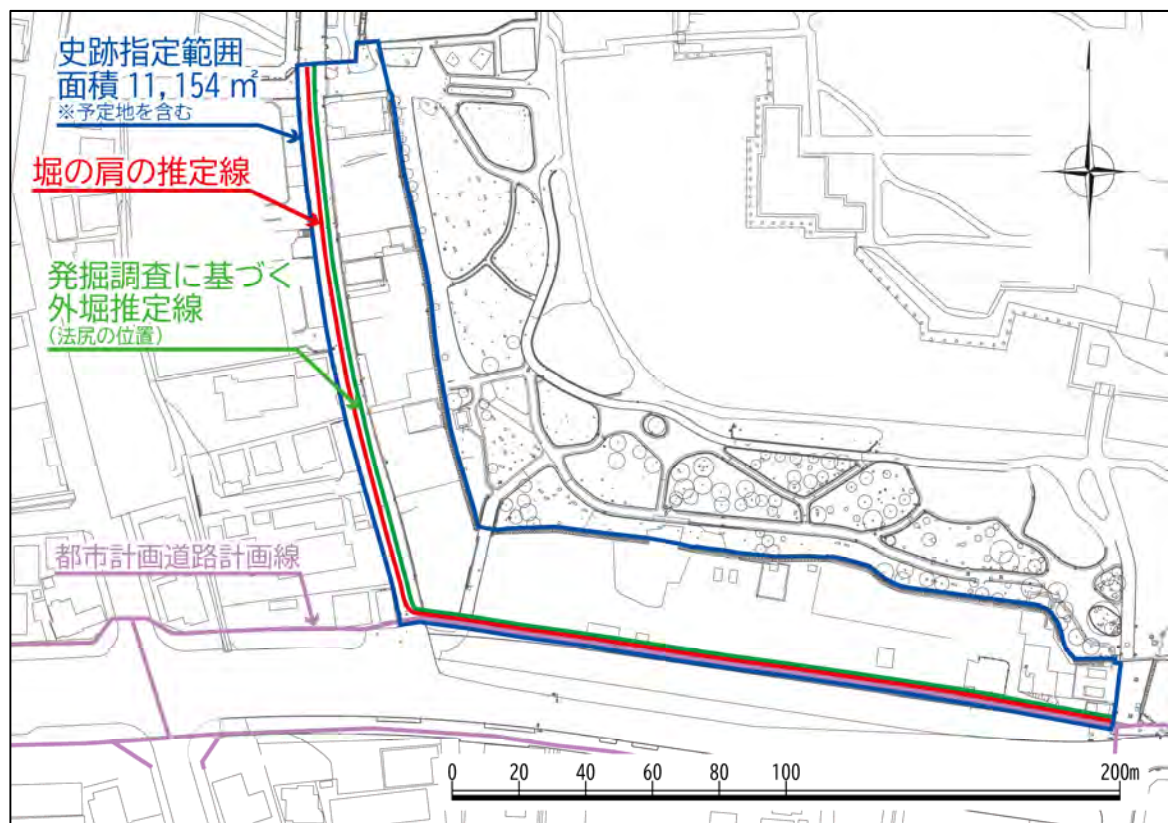


第21図 史跡松本城指定範囲

(ウ) 南・西外堀

南・西外堀は大正8年（1919年）から昭和初めにかけて埋め立てられ、公有地化を進める以前は、住宅や店舗が建ち並んでいました。「松本城周辺整備報告書」、「松本城中央公園整備計画」、「周辺整備計画」において、南・西外堀復元事業が整備項目として

掲げられ、現在に至っています。「周辺整備計画」では、南・西外堀復元事業を、南側に隣接する都市計画道路（内環状北線）拡幅整備事業と一体的に行うこととしており、平成8年度（1996年度）以降、発掘調査による堀の位置の確定、それに基づく史跡指定範囲の設定、地元権利関係者との協議を継続的に進めてきました。平成19年度（2007年度）から、市として南・西外堀と内環状北線の一体的な整備に具体的に取り組むこととし、組織整備、権利関係者への意向調査、復元事業に関する事業計画の策定等を実施しました。平成24年度（2012年度）からは、史跡として保護を図ることを目的に、権利関係者の同意の得られた範囲から順次史跡追加指定を図り、平成25年度（2013年度）からは追加指定範囲の公有地化に取り組んでいます。



第22図 南・西外堀の範囲と史跡指定を図る範囲

(2)指定の状況

ア 指定告示及び指定理由

(ア) 当初指定（昭和5年（1930年））

○文部省告示第二百二十二號

史蹟名勝天然紀念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和五年十一月十九日

文部大臣 田中 隆三

第一類

史蹟

名稱	地名	地番
松本城	長野縣松本市大字北深志字二の丸	一番イ號、一番口號、一番ハ號ノ一、一番ハ號四、一番ニ號、一番ノ一、二番、三番ト號ノ四、三番ト號ノ五、三番ノ五、一五六 六番ノ一、一五六六番ノ二、一五六六番ノ三
	同字二の丸跡地	三番イ號、三番口號ノ一、三番口號の二
	同字花畑	三番ハ號一ノ二、三番ヘ號二ノ一ノ一
	同字土井尻町	二五番
		右地域内ニ介在スル道路敷

指定説明

松本市ノ北部ニ位スル平城ニシテ天正年間石川康昌ノ經營ニ係リ其ノ子光長城壘ヲ修築シテ現今ノ規模ヲ成セリト傳フ後小笠原、戸田、水野ノ諸氏在城シ享保十年戸田光慈入城シテ子孫相繼キ明治維新ニ至ル城構ハ本丸、二ノ丸、三ノ丸ヲ備ヘ本丸ハ周圍ニ城門ヲ有スル石壁竝城濠ヲ繞ラシ西部ニ五層ノ天守閣三層ノ小天守及月見櫓ヲ有シ東南ニ黒門趾ヲ残セリ二ノ丸ハ本丸ノ東及南ニ連リ外濠ノ見ルヘキモノアリテ三ノ丸ハ全ク市街地トナリタルモ外濠ハ溝渠トナリテ諸所ニ遺存セリ

指定ノ事由

保存要目史蹟ノ部第四ニ依ル

保存ノ要件

公益上必要已ムヲ得サル場合ノ外現狀ノ變更ハ之ヲ許可セサルコトヲ要ス

建物ハ應急ノ修理ト雖十分ノ注意ヲ要ス

(注：「保存要目史蹟ノ部第四」は、「古城址、城砦、防壘、古戰場、國郡廳址其ノ他政治軍事ニ關係深キ史跡」)

(イ) 東総堀の追加指定（昭和45年（1970年））

○文部省告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡松本城（昭和五年文部省告示第二百二十二号）に次の表に掲げる地域を追加して指定する。

昭和四十五年一月十七日

文部大臣 坂田 道太

所在地	地域
長野県松本市大字 北深志丸の内	一〇二番ノ七のうち実測一〇平方メートル、一〇四番ノイノ一のうち実測五五平方メートル、一〇四番ノイノ二のうち実測一四平方メートル、一〇四番ノ四、一〇四番ノ一五のうち実測九・四五平方メートル、一〇四番ノ一六、一〇四番ノ一七、一〇四番ノ一八、一〇四番ノ一九、一〇四番ノ二一、一〇四番ノ二二、一〇四番ノ二三、一〇四番ノ二四、一六三番ノロ 松本市道葵馬場線道路敷のうち右の地域内に介在する部分を含む

指定説明

既指定地は、本丸跡、二の丸跡、外堀の一部であるが、三ノ曲輪跡東側に現存する惣堀を追加指定するものである。

(ウ) 西総堀土塁跡の追加指定（平成19年（2007年））

○文部科学省告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年二月六日

文部科学大臣 伊吹 文明

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号及び昭和四十五年文部省告示第二号	長野県松本市大手二丁目	五四番四、五五番六

指定説明

松本城は戦国時代から幕末まで継続して使われた信州を代表する近世城郭である。初め、深志城と呼ばれ、甲斐の武田氏が守護小笠原氏を追放し、信濃支配の拠点としたことから重要性を増すこととなった。武田氏滅亡後は北から上杉氏が、南から徳川氏が信濃支配をめざすが、徳川氏の支援を得た小笠原氏が奪取し、城下町の経営を進めた。天正18年の家康の関東移封に伴い、小笠原氏に替わって豊臣系大名である石川数正が入部し、数正・康長父子により城と城下町の建設が大きく進展した。関ヶ原の戦後は、小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田氏とめまぐるしく藩主が交代し、明治維新を迎える。外周に総堀をめぐるし、内側に三の丸を置く。その北寄りに外堀があり、内側が二の丸、更にその内側の東・南・西に内堀を掘り、本丸を置く。三の丸南側の総堀のすぐ南に女鳥羽川が総堀と並行して東から西へ流れ二重の堀としての役割を果たしていた。本丸の西南隅には国宝松本城天守がある。松本市教育委員会は平成11年に「周辺整備

○平成26年文部科学省告示第三十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年三月十八日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号及び平成二十五年文部科学省告示第四十六号	長野県松本市 大手三丁目 同 松本市城 西二丁目	三番七六のうち実測〇・七平方メートル、三番七七のうち実測四・二五平方メートル、三番七九のうち実測一・五一平方メートル、三番九三、三番九六 三番三、三番二五、三番三六、三番四二 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○平成27年文部科学省告示第四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣 下村 博文

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号及び平成二十六年文部科学省告示第三十七号	長野県松本市 大手三丁目 同 城西二丁目	三番七五、三番七七のうち実測九八・七〇平方メートル、三番八四、三番八五 三番二三 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○平成28年文部科学省告示第三十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月一日

文部科学大臣 馳 浩

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号、平成二十六年文部科学省告示第三十七号及び平成二十七年文部科学省告示第四十四号	長野県松本市城西二丁目	三番二九

指定説明（平成25年度指定時）

松本城は戦国時代から幕末まで継続して使われた信州を代表する近世城郭である。

初め、深志城と呼ばれ、甲斐の武田氏が守護小笠原氏を追放し、信濃支配の拠点としたことから重要性を増すこととなった。武田氏滅亡後は、徳川氏の支援を得た小笠原氏が回復し、城下町の経営を進めた。天正18年（1590年）の家康の関東移封に伴い、小笠原氏に替わって豊臣系大名である石川数正が入部し、数正・康長父子により城と城下町の建設が大きく進展した。関ヶ原の戦い後は、小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田氏とめまぐるしく藩主が交代し、明治維新を迎える。外周に総堀を廻らし、内側に三の丸を置く。その北寄りに外堀があり、内側が二の丸、更にその内側の東・南・西に内堀を掘り、本丸を置く。三の丸南側の総堀のすぐ南に女鳥羽川が総堀と並行して東から西へ流れ二重の堀としての役割を果たしていた。本丸の西南隅には国宝松本城天守がある。

昭和5年に本丸と二の丸が指定され、昭和45年に総堀、平成19年に西総堀土塁跡が追加指定された。松本市教育委員会は平成11年に「周辺整備計画」を策定し、史跡整備を進めている。追加指定地は南外堀西側と西外堀に相当する。当該地は明治20年（1887年）、長野県から松本齋産土地株式会社（堀での養魚を目的に結社）に払い下げられ、現在も同社がほとんどの土地を所有している。大正期に至って、堀を埋め、宅地として貸し付けることが始まり、昭和初期には大部分が宅地となったことが跡づけられる。平成9年、同18年、同20年に松本市教育委員会は南・西外堀の範囲確認のための調査を実施し、平成23年度には松本市が「松本城南・西外堀復元に係る事業計画」を策定し、幕末維新期の外堀の復元を行うこととした。外堀の三の丸側は、享保13年（1728年）の絵図に、西外堀は土坡、南外堀の西側は石垣と表現されているが、

発掘調査の成果ともよく符合するものであった。

今回、松本城の城郭構造を考える上で重要であり、その範囲と構造が明らかとなった。南・西外堀の条件が整った部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財』平成25年(2013年)2月号(593号)から引用)

(オ) 南・西外堀、東総堀の追加指定(平成29年(2017年))

○平成29年文部科学省告示第百四十三号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日

文部科学大臣 林 芳正

上 欄		下 欄	
名称	関係告示	所在地	地域
松本城	昭和五年文部省告示第二百二十二号、昭和四十五年文部省告示第二号、平成十九年文部科学省告示第十二号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号、平成二十六年文部科学省告示第三十七号、平成二十七年文部科学省告示第四十四号及び平成二十八年文部科学省告示第三十五号	長野県松本市大手三丁目 同 城西二丁目 同 丸の内	三番一四、三番一七のうち実測二三・七五平方メートル、三番一八のうち実測九・五六平方メートル、三番一九、三番七〇のうち実測二〇〇・三一平方メートル、三番八〇、三番八一 三番二〇、三番二一、三番四六、三番四九一六三番五、一六三番六 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を長野県教育委員会及び松本市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

指定説明(平成29年指定時)

松本城は戦国時代から幕末まで継続して使われた信州を代表する近世城郭である。

初め、深志城と呼ばれ、甲斐の武田氏が守護小笠原氏を追放し、信濃支配の拠点とした。武田氏滅亡後は、徳川氏の支援を得た小笠原氏が再び入り、城下町の経営を進めた。天正18年(1590年)の家康の関東移封に伴い、小笠原氏に替わって豊臣系大名である石川数正が入部し、数正・康長父子により城と城下町の建設が大きく進展した。関ヶ原の戦い後は、小笠原・戸田・松平・堀田・水野・戸田氏とめまぐるしく藩主が交代し、明治維新を迎える。外周に総堀を巡らし、内側に三の丸を置く。その北寄りに外堀があり、内側が二の丸、更にその内側の東・南・西に内堀を掘り、本丸を置く。三の丸南側の総堀のすぐ南に女鳥羽川が総堀と並行して東から西へ流れ、二重の堀としての役割を果たしていた。本丸の西南隅には国宝松本城天守が建つ。

昭和5年に本丸と二の丸が指定され、昭和45年に総堀、平成19年に西総堀土塁跡

が追加指定された。さらに平成25年には、現在は埋め立てられ宅地化している南外堀西側と西外堀について条件の整った部を追加指定し、平成26年、平成27年、平成28年と追加指定を重ねてきた。今回同地区において条件の整った部分を追加指定するとともに、昭和45年に指定された総堀（東総堀は水堀部分を保存）の南橋に接し、絵図から東総堀の水切土手（水持土手）が存在したと考えられる箇所を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財』平成29年（2017年）9月号（647号）から引用）

イ 国宝松本城天守の指定

(7) 旧国宝保存法による国宝指定（昭和11年（1936年））

○文部省告示第二百三號

國寶保存法第一條ニヨリ左記ノ建造物ヲ國寶ニ指定ス

昭和十一年四月二十日

文部大臣 平生 鈞三郎

名稱	構造形式	所有者	所在地
松本城	天守 五層天守、内部六階、屋根本瓦葺 乾小天守 三層櫓、内部四階、屋根本瓦葺渡り櫓 二層渡櫓、屋根本瓦葺 辰巳附櫓 二層櫓、屋根本瓦葺 月見櫓 單層、屋根四注造、本瓦葺	國(文部省所管)	長野縣松本市大字北深志字二ノ丸

指定理由

松本城ハ、永正元年小笠原氏ノ支族島立右近貞永ノ創始トイフ、後武田氏ノ繩張、小笠原貞慶ノ擴張等ヲ經テ、文禄三年石川玄蕃光長大ニ土木ノ工ヲ起シ、門、櫓ヲ作り、濠、石垣ヲ築キ、殿舎ヲ經營シ、天守閣ヲ造立シテ、近國ニ並ビナキ名城ト言ハルルニ至ツタ、寛永年間、松平出羽守直政更ニ之ヲ増營シ、辰巳附櫓、月見櫓等ハ此ノ時ニ成ルトイフ、享保十二年本丸御殿焼失、天保十三年天守閣修理、其他數次ノ補修アリ、明治維新ニ城ハ廢サレ、明治四年兵部省ノ有ニ歸シ、五年、櫓、門、堀等ヲ公賣ニ附シテ夫々取毀チ、僅カニ天守ノ一郭ノミ保存サレテ今日ニ及ブ、明治四十年一タビ地方有志ノ保存修理ヲ受ケタ、當天守ハ、大小天守ヲ渡櫓ヲ以テ繼グモノデ、所謂聯立式天守ノ稀有ナル例デアリ、名古屋城天守ノ先驅ヲナスモノデアル、加之更ニ辰巳附櫓、月見櫓ヲ加ヘ、ソノ構成ヲ複雑化シ、殊ニ月見櫓ヲ殿舎風造リトセルハ、姫路城西ノ丸ノ化粧櫓ト共ニ、城郭建築中ノ異彩ト見ラル

(イ) 文化財保護法による国宝指定（昭和27年（1952年））

○文化財保護委員会告示第二十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第一項の規定により、昭和二十七年三月二十九日付をもって、第一号表上欄に掲げる重要文化財を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定し、及び第二号表上欄に掲げる重要文化財の一部を同表下欄のようにそれぞれ国宝に指定した。

昭和二十七年十月十六日

文化財保護委員会委員長 高橋誠一郎

第一号表

上 欄		下 欄					
建造物の部							
名称	指定告示	名称	員数	構造及び形式	所有者	所 有 者 の 住 所	所在の場所
松本城	昭和十一年文部省告示第二百三号	松本城天守 天守 乾小天守渡櫓 辰巳附櫓月見櫓	五棟	五重六階、本瓦葺 三重四階、本瓦葺 二重二階、本瓦葺 二重二階、本瓦葺 一重、地下一階附、 本瓦葺	国（文部 省所管）		長野県松本市大字北深志字二ノ丸

ウ 指定地の状況

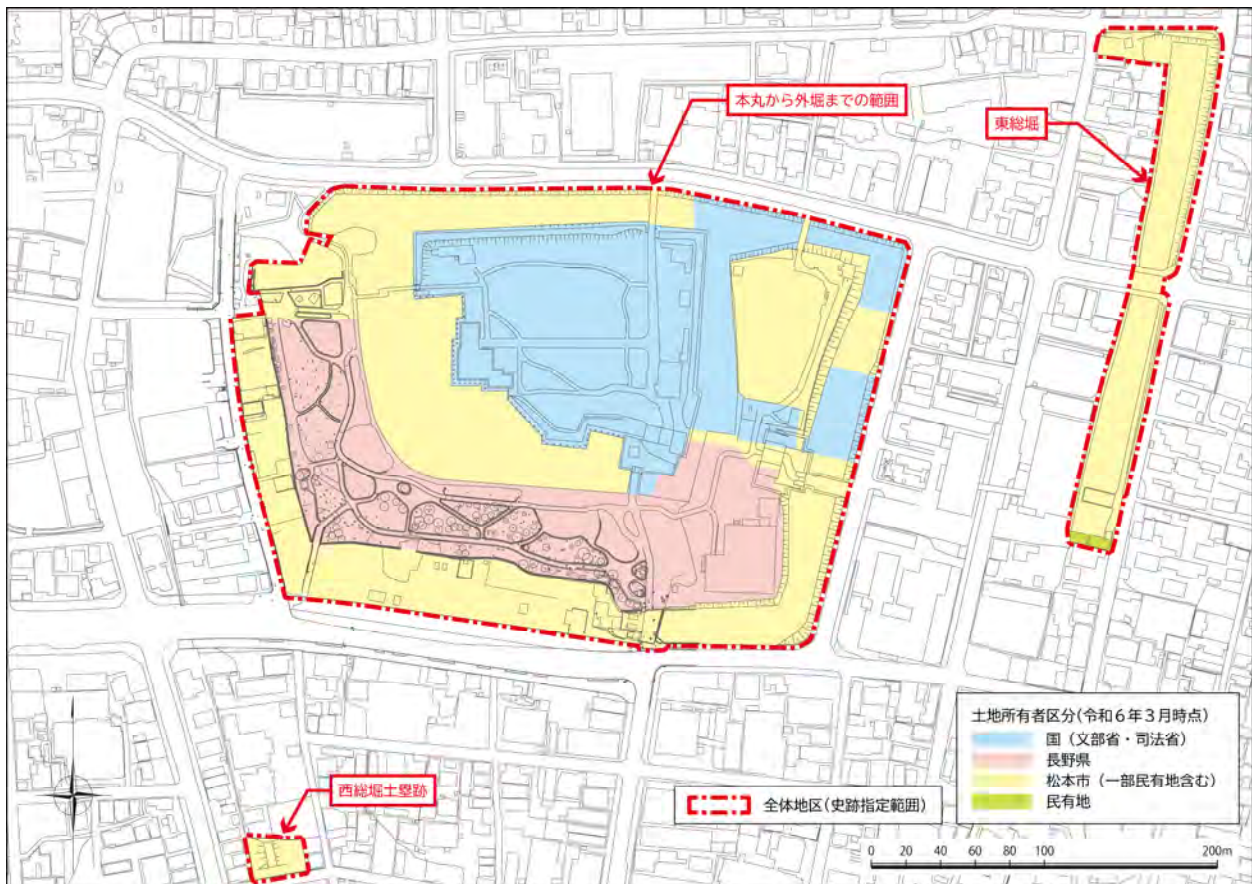
(ア) 土地等の所有関係と指定後の地番変更

史跡指定範囲の現在の土地所有関係は第23図、地目は第24図のとおりです。また、表3に指定範囲の地番、地目及び所有区分について、指定当時のものと現状をまとめました。東総堀及び南・西外堀の一部が民有地となっているほかは、本丸・二の丸・内堀・外堀（水堀として現存する範囲）、西総堀土塁跡は全て公有地です。令和5年（2023年）4月1日現在の指定総面積（登記簿上の面積）は93,675.60平方メートルです。

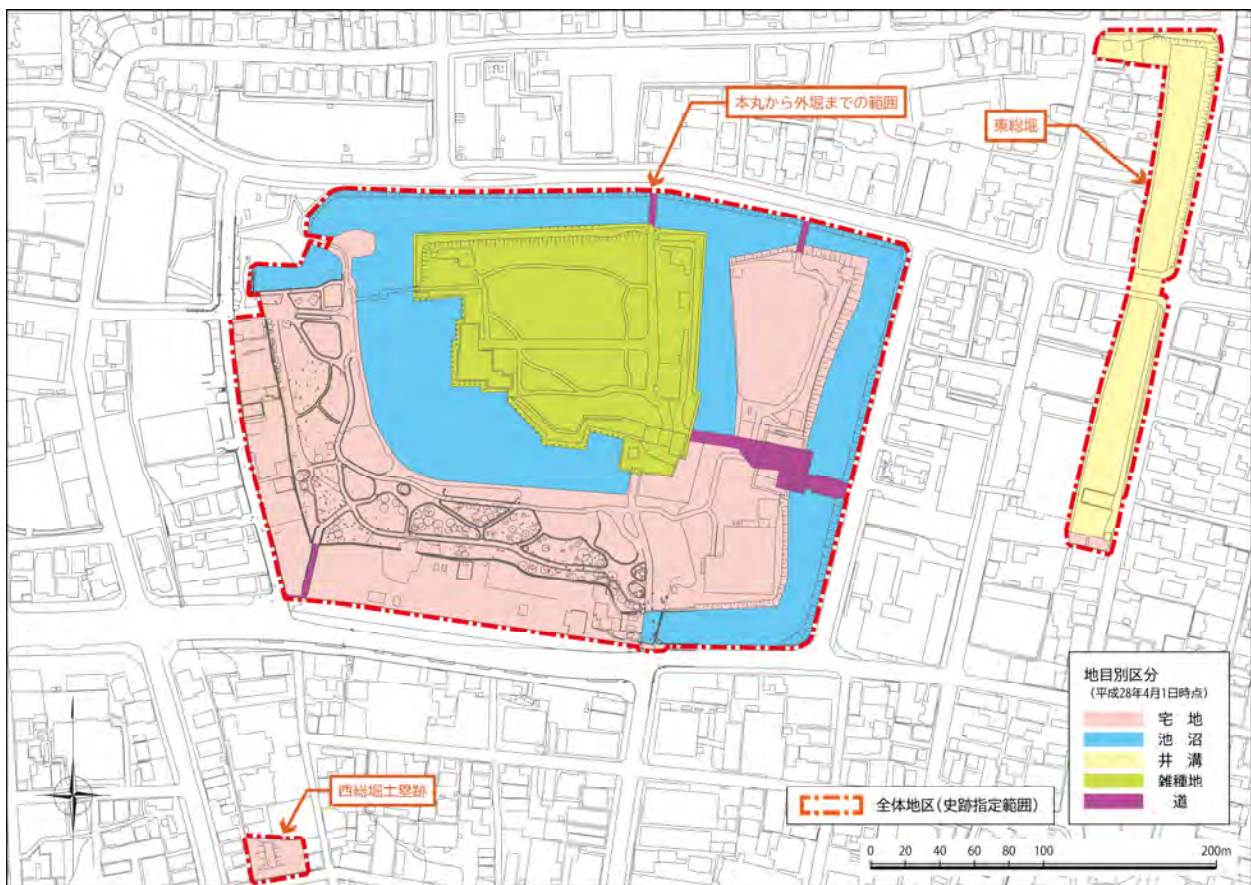
本丸全域と二の丸及び内堀の一部は国有地であり、松本市が文化庁長官宛てに国有財産使用許可申請書を提出し、都市公園の用に供することを指定用途として無償での使用許可を得ています。

また、二の丸の大半と内堀の一部は長野県有地であり、長野県と松本市の間で県有財産使用貸借契約を締結し、都市公園敷地を使用用途として使用貸借（無償での貸借）しています。

民有地は南・西外堀と東総堀南側にあります。



第23図 史跡松本城土地所有区分図



第24図 史跡松本城地目別区分図

(イ) 管理団体の指定

昭和6年（1931年）1月28日付けで、史蹟名勝天然記念物保存法第5条第1項の規定により、松本市は史跡松本城の管理者に指定されています。昭和25年（1950年）の文化財保護法施行に伴い、「史蹟名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する規則」により、引き続き管理者として指定されました。更に、昭和29年（1954年）の文化財保護法の改正に伴い、この規則が廃止され、現在は文化財保護法第113条第1項の規定による指定を受けた管理団体となっています。

(ウ) 公有地化の経緯

当初指定範囲は、指定当時の私有地部分（内堀及び二の丸北西部（外堀及びその南側、わかみやちまんしゃ若宮八幡社跡）、太鼓門東側土橋北側の外堀の一部）を昭和23年（1948年）及び昭和32年（1957年）に公有地化し、全域が公有地（国・長野県・松本市）となっています。また、二の丸御殿跡（旧地方裁判所跡地）については、昭和50年度（1975年度）に松本市が長野県から取得しています。追加指定範囲のうち、東総堀は史跡指定前の昭和25年（1950年）に国から松本市へ払下げとなりました。西側石垣上に私有地がありましたが、その一部を、平成5年度（1993年度）に松本市が取得しています。西総堀土塁跡は、指定後に松本市が取得しています。南・西外堀については、関係権利者の同意の得られた箇所から順次公有地化を進めています。

表3 史跡指定地地籍一覧表

史跡指定当初登記情報					現時点登記情報					備考		
昭和5年11月19日告示時点					平成28年4月1日現在							
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)	所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)			
二の丸	1-1	国有地	宅地	6,329.04	丸の内	1-4	市有地	宅地	5,414.12	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	1-0	民有地	池沼	297.00		1-5	市有地	池沼	914.00	昭和61年7月4日	1-4、1-5に分筆 地目変更による少数切捨	
	1-1-1	県有地	学校用地	2,132.00		1-0	市有地	池沼	297.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	1-1-4	国有地	学校用地	211.00		1-3	県有地	宅地	21,951.00	昭和23年4月1日	1-3に変更 住居表示整備に伴い所在変更	
	1-1	民有地	池沼	578.00		1-1-4	国有地	学校用地	211.00	昭和40年9月1日	昭和50年3月3日	3-17、3-18、3-19を合筆 錯誤(地積 21,951.00m ²)
	1-1	国有地	宅地	901.15		1-2	市有地	池沼	578.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	2	国有地	雑種地	18,307.00		1-1	国有地	宅地	901.15	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	3-1-4	民有地	池沼	3,021.00		2	国有地	雑種地	18,307.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	3-1-5	民有地	宅地	753.58		3-1-4	市有地	池沼	3,021.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	3-5	民有地	池沼	462.00		3-8	市有地	宅地	753.58	昭和32年10月10日	3-8に変更 住居表示整備に伴い所在変更	
	1566-1	国有地	池沼	4,003.00		3-5	市有地	池沼	462.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	1566-2	国有地	池沼	1,606.00		1566-1	国有地	池沼	4,003.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
	1566-3	国有地	池沼	1,590.00		1566-2	国有地	池沼	1,606.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更	
二の丸跡地	3-1	県有地	学校用地	5,259.00	1566-3	国有地	池沼	1,590.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更		
	3-0-1	県有地	学校用地	11,126.00					昭和23年4月1日	3-17に変更 住所表示整備に伴い所在変更		
	3-0-2	県有地	学校用地	3,434.00					昭和40年9月1日	住所表示整備に伴い所在変更		
花畑	3-1-1-2	市有地	宅地	1,158.01					昭和50年3月3日	1-3に合筆		
	3-1-2-1-1	民有地	池沼	13,699.00					昭和23年4月1日	3-18に変更 住所表示整備に伴い所在変更		
土井尻町	25	市有地	宅地	402.90					昭和40年9月1日	住所表示整備に伴い所在変更		
	小計			75,269.68					昭和23年4月1日	3-19に変更 住所表示整備に伴い所在変更		
					3-1-1-2	市有地	宅地	1,158.01	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更		
					3-1-2-1-1	民有地	池沼	13,699.00	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更		
					25	市有地	宅地	402.90	昭和40年9月1日	住居表示整備に伴い所在変更		
					小計			75,268.76				

昭和45年1月17日告示時点				
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)
丸の内	102-7の内	民有地	宅地	10.00
	104-1-1の内	民有地	宅地	55.00
	104-1-2の内	民有地	宅地	14.00
	104-4	民有地	宅地	33.05
	104-15の内	市有地	宅地	9.45
	104-16	市有地	宅地	23.96
	104-17	民有地	宅地	46.90
	104-18	民有地	宅地	9.42
	104-19	民有地	宅地	16-46
	104-21	民有地	宅地	6.14
	104-22	民有地	宅地	6.61
	104-23	民有地	宅地	18.71
	104-24	民有地	宅地	18.18
	163-0	市有地	井溝	7,699.00
	小計			7,966.88
	累計			83,236.56

平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)		
丸の内	102-7の内	民有地	宅地	10.00	平成3年12月9日	102-7、102-13に分筆
	104-1-1の内	民有地	宅地	55.00		
	104-1-2の内	民有地	宅地	14.00		
	104-27	市有地	宅地	4.35	平成3年7月25日	104-4、104-27に分筆
	104-1の内	民有地	宅地	28.70	平成4年6月8日	104-1に合筆
	104-32の内	市有地	宅地		平成6年7月12日	104-1、104-32に分筆
	104-15の内	市有地	宅地	9.45		
	104-16	市有地	宅地	23.96		
	104-17	民有地	宅地	18.80	昭和45年5月2日	104-17、104-25に分筆
	104-25	市有地	宅地	28.10		
	104-18	民有地	宅地	9.42		
	104-19	民有地	宅地	16.46		
	104-21	民有地	宅地	6.14		
	104-22	民有地	宅地	6.61		
	104-28	市有地	宅地	5.27	平成4年7月6日	104-23、104-28に分筆
	104-29	市有地	池沼	17.00	平成6年7月12日	錯誤(地積 21.90m ²)
	101-30の内	民有地	宅地	0.11	平成6年7月12日	104-23、104-29、104-30に分筆
101-6の内	民有地	宅地	4.30	平成8年4月18日	101-6に合筆 地目変更による少数切捨	
104-24	民有地	宅地	5.45	平成6年3月30日	錯誤(地積 19.83m ²)	
104-31	市有地	宅地	14.38		104-24、104-31に分筆	
163-0	市有地	井溝	7,699.00			
小計			7,976.50			
累計			83,245.26			

平成19年2月6日告示時点				
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)
大手二丁目	54-4	民有地	宅地	394.50
	55-6	民有地	宅地	284.98
	小計			679.48
累計			83,916.04	

平成28年4月1日現在					備考	
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)		
大手二丁目	54-4	市有地	宅地	394.50		
	55-6	市有地	宅地	284.98		
	小計			679.48		
累計			83,924.74			

史跡指定当初登記情報

平成25年3月27日告示時点				
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)
大手三丁目	3-1の内	民有地	宅地	110.22
	3-6の内	民有地	宅地	474.28
	3-7の内	民有地	宅地	445.40
	3-9の内	民有地	宅地	356.32
	3-10の内	民有地	宅地	69.59
	3-11の内	民有地	宅地	292.17
	3-12の内	民有地	宅地	1,021.33
	3-13の内	民有地	宅地	332.14
	3-26の内	民有地	宅地	9.19
	3-27の内	民有地	宅地	69.32
	3-28の内	民有地	宅地	20.34
	3-29の内	民有地	宅地	343.36
	3-30の内	民有地	宅地	15.34
	3-31の内	民有地	宅地	212.60
	3-32	民有地	宅地	4.57
	3-33	民有地	宅地	31.47
	3-34	民有地	宅地	53.26
	3-35	民有地	宅地	179.04
	3-36	民有地	宅地	13.23
	3-37	民有地	宅地	33.72
	3-38	民有地	宅地	18.82
	3-39の内	民有地	宅地	362.79
	3-40	民有地	宅地	16.80
	3-41	民有地	宅地	26.71
	3-42	民有地	宅地	17.15
	3-43の内	民有地	宅地	75.07
	3-44	民有地	宅地	276.90
3-45	民有地	宅地	12.27	
3-46	民有地	宅地	64.47	
3-47	民有地	宅地	66.12	
(Blank area)				
城西二丁目	3-3の内	民有地	宅地	2,227.43
小計				7,251.42
累計				91,167.46

現時点登記情報

平成28年4月1日現在					備考
所在	地番	所有区分	地目	地積(m ²)	
大手三丁目	3-1	民有地	宅地	44.81	
	3-54の内	民有地	宅地	73.90	
	3-55	市有地	宅地	511.76	
	3-56の内	市有地	宅地	31.96	
	3-57の内	民有地	宅地	152.63	
	3-58の内	民有地	宅地	147.47	
	3-59の内	民有地	宅地	240.27	
	3-60	市有地	宅地	90.96	
	3-61の内	民有地	宅地	93.48	
	3-62の内	民有地	宅地	47.09	
	3-63の内	市有地	宅地	161.55	
	3-64の内	市有地	宅地	153.08	
	3-65	市有地	宅地	85.98	
	3-66	市有地	宅地	47.85	
	3-67の内	市有地	宅地	47.72	
	3-68の内	民有地	宅地	97.03	
	3-69の内	市有地	宅地	132.62	
	3-71の内	民有地	宅地	100.59	
	3-72の内	民有地	宅地	10.66	
	3-73	民有地	宅地	75.07	
	3-74の内	民有地	宅地	212.96	
	3-76の内	民有地	宅地	196.93	
	3-77の内	民有地	宅地	180.01	
	3-79の内	民有地	宅地	102.15	
	3-82	市有地	宅地	248.91	
	3-83	市有地	宅地	145.80	
	3-86	市有地	宅地	147.45	
	3-87	市有地	宅地	93.06	
	3-88	民有地	宅地	110.23	
	3-89	市有地	宅地	55.57	
	3-90	民有地	宅地	58.07	
	3-91	市有地	宅地	224.29	
	3-92	民有地	宅地	107.24	
	3-94	市有地	宅地	55.05	
	3-95	市有地	宅地	56.50	
	3-97	市有地	宅地	79.46	
	3-98	民有地	宅地	604.34	
	3-22	市有地	宅地	111.96	
	3-24	市有地	宅地	192.54	
	3-26	市有地	宅地	108.71	
	3-27	民有地	宅地	71.73	
	3-28	民有地	宅地	0.30	
	3-30	民有地	宅地	91.79	
	3-31	民有地	宅地	126.43	
	3-32	民有地	宅地	133.56	
	3-33	民有地	宅地	233.24	
	3-34	民有地	宅地	8.69	
3-35	民有地	宅地	120.55		
3-37	民有地	宅地	8.03		
3-38	民有地	宅地	109.85		
3-39	民有地	宅地	101.15		
3-40	民有地	宅地	195.23		
3-41	民有地	宅地	2.58		
3-43	市有地	宅地	71.82		
3-44	民有地	宅地	96.34		
3-45	民有地	宅地	68.78		
3-47	市有地	宅地	127.17		
3-48	民有地	宅地	246.98		
小計				7,251.93	
累計				91,176.67	

告示時点各地番を合筆
現在の各地番分筆
合筆、分筆による少数点第3位
以下の扱いの差により0.51㎡
増

平成25年6月27日

平成25年6月27日

3-3から分筆

史跡指定当初登記情報

平成26年3月18日告示時点				
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)
大手三丁目	3-76の内	民有地	宅地	0.70
	3-77の内	民有地	宅地	4.25
	3-79の内	民有地	宅地	1.51
	3-93	民有地	宅地	77.77
	3-96	民有地	宅地	192.82
城西二丁目	3-3	民有地	宅地	107.50
	3-25	民有地	宅地	183.60
	3-36	民有地	宅地	85.69
	3-42	民有地	宅地	84.74
	小計			738.58
	累計			91,906.04

現時点登記情報

平成28年4月1日時点					備考
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)	
大手三丁目	3-76の内	民有地	宅地	0.70	
	3-77の内	民有地	宅地	4.25	
	3-79の内	民有地	宅地	1.51	
	3-93	市有地	宅地	77.77	
	3-96	市有地	宅地	192.82	
城西二丁目	3-3	民有地	宅地	107.50	
	3-25	民有地	宅地	183.60	
	3-36	民有地	宅地	85.69	
	3-42	市有地	宅地	84.74	
	小計			738.58	
	累計			91,915.25	

平成27年3月10日告示時点				
所在	地番	所区分	地目	地積(㎡)
大手三丁目	3-75	民有地	宅地	107.93
	3-78の内	民有地	宅地	98.70
	3-84	民有地	宅地	153.79
	3-85	民有地	宅地	154.47
城西二丁目	3-23	民有地	宅地	277.74
	小計			792.63
	累計			92,880.30

平成28年4月1日時点					備考
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)	
大手三丁目	3-75	民有地	宅地	107.93	
	3-78の内	民有地	宅地	98.70	
	3-84	民有地	宅地	153.79	
	3-85	民有地	宅地	154.47	
城西二丁目	3-23	民有地	宅地	277.74	
	小計			792.63	
	累計			92,707.88	

平成28年3月1日告示時点				
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)
城西二丁目	3-29	民有地	宅地	181.63
	小計			181.63
	累計			92,880.30

平成28年4月1日時点					備考
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)	
城西二丁目	3-29	民有地	宅地	181.63	
	小計			181.63	
	累計			92,889.51	

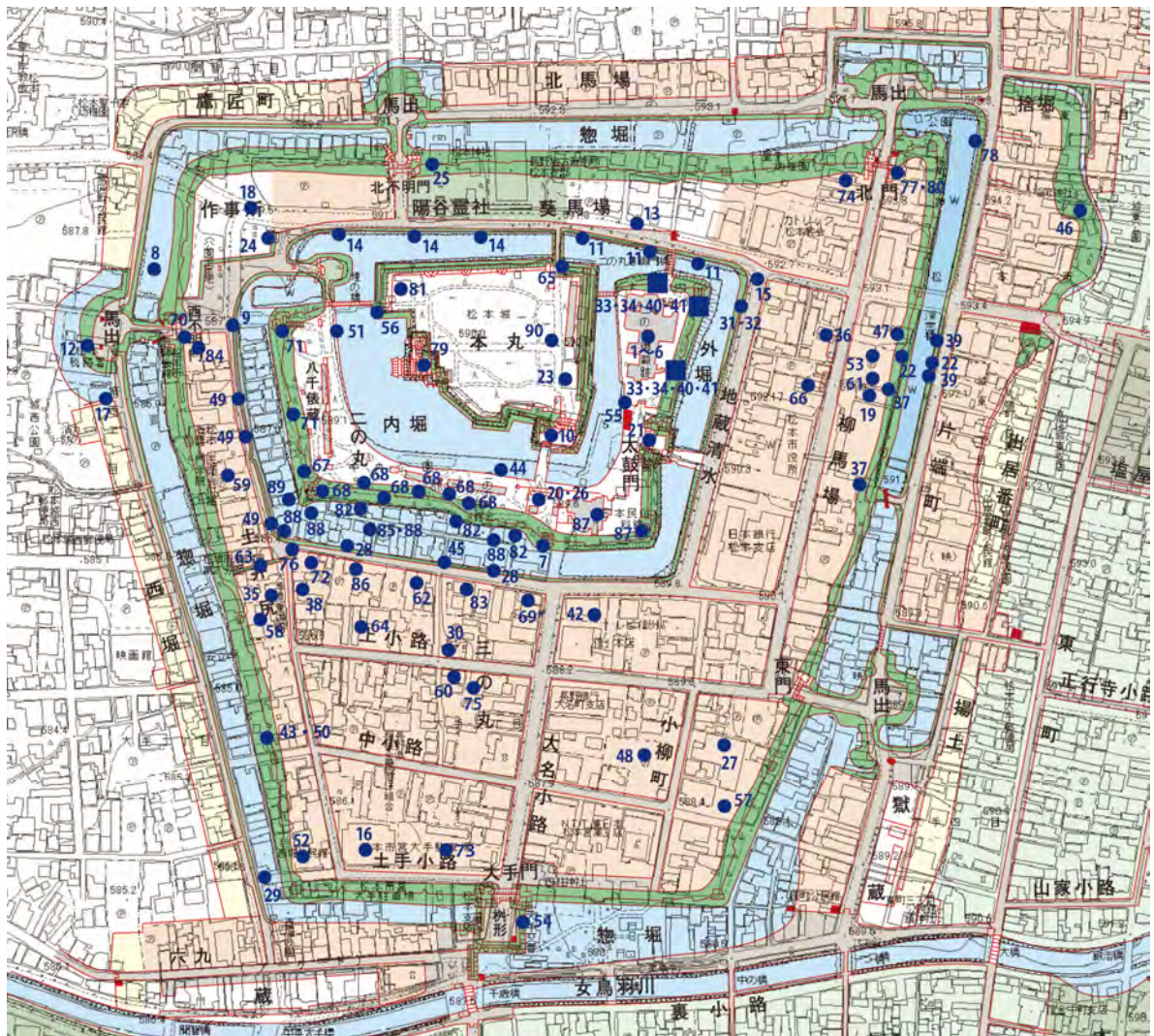
平成29年10月13日告示時点				
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)
大手三丁目	3-14	市有地	池沼	3.30
	3-17	市有地	公衆用道路	23.75
	3-18	市有地	公衆用道路	9.56
	3-19	市有地	公衆用道路	3.30
	3-70	民有地	宅地	200.31
	3-80	市有地	宅地	2.16
	3-81	市有地	宅地	3.53
城西二丁目	3-20	市有地	公衆用道路	29.00
	3-21	市有地	公衆用道路	62.00
	3-46	民有地	宅地	118.08
	3-49	市有地	公衆用道路	0.04
丸の内	163-5	民有地	宅地	178.28
	163-6	民有地	宅地	152.78
	小計			786.09
	累計			93,666.39

令和5年4月1日時点					備考
所在	地番	所有区分	地目	地積(㎡)	
大手三丁目	3-14			3.30	
	3-17			23.75	
	3-18			9.56	
	3-19			3.30	
	3-70			200.31	
	3-80			2.16	
	3-81			3.53	
城西二丁目	3-20			29.00	
	3-21			62.00	
	3-46			118.08	
	3-49			0.04	
丸の内	163-5			178.28	
	163-6			152.78	
	小計			786.09	
	累計			93,675.60	

(3)調査と保存整備の経過

ア 発掘調査

史跡指定範囲内では、史跡整備事業に伴う発掘調査、現状変更に先立つ試掘調査がこれまで実施されています。また、周知の埋蔵文化財包蔵地として松本城の範囲（総堀を含む。）までを「松本城跡」、松本城下町の範囲を「松本城下町跡」としており、史跡指定地外の松本城三の丸、松本城下町の範囲内における開発行為等に伴い、武家地跡、町屋跡、堀跡等の記録保存のための発掘調査が実施されています。史跡指定範囲を含む松本城跡内でのこれまでの発掘調査地点を第25図に、概要を表4に示しました。



第25図 松本城発掘調査地点位置図

表4 松本城跡の発掘調査履歴

No.	年度	調査地	調査場所	指定	発掘次	調査原因	報告書	特記事項
1	S54	二の丸	二の丸御殿跡	史	二の丸1	史跡整備事業 (二の丸御殿跡公園整備)	松本城二の丸御殿跡	御殿跡の礎石列を確認
2	S55							御殿の各部屋を確認
3	S56							推定部屋割りの表示、北東隅 櫓 の調査実施
4	S57							建物跡等の測量を実施
5	S58							土塁調査・遺物整理
6	S59							東外堀埋め立て部分のトレンチ調査等を実施
7	S61	二の丸	南隅櫓跡付近	史	二の丸2	公園施設改修 (電話ボックス改修)	史跡松本城南隅櫓跡付近	櫓に関する遺構は確認できず。
8	S61	総堀	西不明門付近	—	—	周辺整備(地方事務所・保健所跡地整備)	—	—
9	S61	外堀	西外堀	—	西外堀1	道路改良 (市道排水路工事)	—	—
10	S62-63	本丸	黒門	史	本丸1・2	史跡整備事業(黒門枳形二の門復原整備)	史跡松本城本丸黒門枳形二の門・同袖塀復元工事報告書	枳形内の整地面を確認
11	S63	外堀	北外堀	史	外堀1	道路改良 (市道宮新上金井線改良)	史跡松本城北外堀外側土塁	近代石垣裏側から18C前半以降の石積み、堀幅を確認
12	S63	三の丸	西馬出	—	西馬出1	官公署改築 (松本税務署改築)	—	部分的なトレンチ調査ながら堀を埋めた部分と見られる有機物堆積範囲を確認
13	H1	三の丸	葵馬場	—	三の丸葵馬場1	道路改良 (市道宮新上金井線改良)	—	—
14	H3	外堀	北外堀	史	外堀2	道路改良 (市道宮新上金井線改良)	史跡松本城東総堀土塁・北外堀外側土塁	—
15	H3	三の丸	地藏清水井戸	—	地藏清水井戸	道路改良 (市道宮新上金井線改良)	地藏清水井戸跡	絵図等のとおり二つ並んだ形で井戸跡を確認
16	H3	三の丸	土居尻	—	土居尻1	駐車場建設 (大手門駐車場建設)	松本城三の丸跡	上級武士屋敷跡(宇野氏)の調査、水道施設として木樋・竹管等を確認
17	H3	三の丸	西馬出	—	西馬出2	官公署移築 (丸の内消防署移築)	松本市城西西馬出遺跡	—
18	H3	三の丸	作事所	—	作事所1	道路改良 (市道宮新上金井線改良)	—	—
19	H3	三の丸	柳町	—	柳町1	官公署増築 (市役所東庁舎別棟新築)	—	—
20	H3	二の丸	南側・西側一帯	史	二の丸3	イベント (松本城400年まつり)	—	トレンチ調査、八千依蔵の礎石他を確認、旧制松本中学校校舎により大きく攪乱される。
21	H2-3	二の丸	太鼓門	史	二の丸4	史跡整備事業 (太鼓門石垣改修)	史跡松本城太鼓門枳形	礎石他 ^の の遺構を確認、台上は遺構なし、門復元のデータを得る。
22	H3	総堀	東総堀	史	—	道路改良 (市道宮新上金井線改良)	史跡松本城東総堀土塁・北外堀外側土塁	堀際から先の尖った木杭列を確認、総堀の幅の根拠を得る。
23	H4	本丸	本丸	史	本丸3	管理施設建替 (管理事務所改築)	—	現地地表下13cmから通路の三和土面を確認
24	H4	三の丸	作事所	—	作事所2	児童遊園跡トイレ移築	—	—
25	H4	総堀	北総堀土塁	—	総堀1	道路改良 (市道宮新上金井線改良)	—	—
26	H4	二の丸	二の丸	史	二の丸5	イベント (松本城400年まつり)	—	—
27	H8	三の丸	小柳町	—	小柳町1	商業施設(映画館建設)	—	—
28	H8	外堀	南外堀	—	外堀3	確認調査 (堀範囲確認調査)	—	南外堀三の丸側の位置、石垣残存状況を確認
29	H11	総堀	西総堀土塁	史	総堀2	道路改良 (市道西堀線改良)	—	—
30	H12-13	三の丸	土居尻	—	土居尻2	公共施設 (中央地区公民館他建設)	—	—
31	H13	外堀	北外堀	史	外堀4	史跡整備事業(石垣改修)	—	—
32	H13	外堀	北外堀	史	外堀5	史跡整備事業(石垣改修)	—	—
33	H14	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	—	史跡整備事業 (二の丸土塀・隅櫓確認)	史跡松本城二の丸土塀跡	土塀上部は削平されていたが、基部を確認。また、築城以前の遺構を確認
34	H14-15	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸6	史跡整備事業 (二の丸土塀・隅櫓確認)	史跡松本城二の丸土塀跡	土塀上部は削平されていたが、基部を確認。また、築城以前の遺構を確認
35	H15	三の丸	土居尻	—	土居尻3	民間開発(事務所改築)	—	—
36	H15	三の丸	柳町	—	柳町2	民間開発(事務所兼住宅)	—	—
37	H15	総堀	東総堀	史	—	史跡整備事業(石垣改修)	史跡松本城総堀跡	—
38	H15	三の丸	土居尻	—	土居尻4	民間開発(事務所兼住宅)	—	—
39	H16	総堀	東総堀	史	—	史跡修復事業 (石垣崩落・孕み出し)	史跡松本城総堀跡	—
40	H16	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸7	史跡整備事業 (二の丸土塀・隅櫓確認)	史跡松本城二の丸土塀跡	土塀上部は削平されていたが、基部を確認。また、築城以前の遺構を確認
41	H17	二の丸	東北隅櫓及び土塀	史	二の丸8	史跡整備事業 (二の丸土塀・隅櫓確認)	—	—
42	H17	三の丸	大名町	—	大名町1	民間開発(店舗建設)	松本城三の丸跡大名町第1次	築城以前と見られる大規模な溝(堀)を確認

No.	年度	調査地	調査場所	指定	発掘次	調査原因	報告書	特記事項
43	H18	総堀	西総堀土塁	—	西総堀土塁1	史跡整備事業	史跡松本城西総堀土塁跡	確認調査
44	H18	内堀	南内堀	史	二の丸内堀1	史跡整備事業		
45	H18	外堀	南外堀	—	南外堀2	史跡整備事業		
46	H18	捨堀	捨堀土塁	—	捨堀土塁1	地区公民館建設		
47	H18	総堀	東総堀土塁	—		民間開発(個人住宅)		
48	H18	三の丸	小柳町	—	小柳町2	民間開発(共同住宅)	松本城三の丸跡小柳町	中級武士の屋敷跡、下層には深志城時代の泥町遺構か。
49	H19	外堀	西外堀	—	西外堀2	史跡整備事業		
50	H20	総堀	西総堀土塁	—	西総堀土塁2	史跡整備事業 (史跡公園整備)	史跡松本城西総堀土塁跡	西側総堀に唯一残る土塁遺構、総堀の尖状木杭列も確認、成果をもとに整備
51	H20	内堀	西内堀	史	内堀2	石垣修理事業		
52	H20	三の丸	土居尻	—		民間店舗兼共同住宅		
53	H23	三の丸	柳町	—	柳町3	公共施設(東庁舎太陽光発電設置工事)		
54	H24	三の丸	大手門枳形	—		保存を前提とした調査	松本城大手門枳形跡	
55	H22-26	二の丸	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	史		石垣修理事業	史跡松本城二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	
56	H24	本丸	埋門南側石垣	史		石垣修理事業	史跡松本城埋門南側石垣	
57	H24	三の丸	小柳町	—	小柳町3	民間開発(共同住宅)		
58	H26	三の丸	土居尻	—	土居尻5	南・西外堀復元及び事業、内環状北線整備事業代替地		
59	H27	三の丸	土居尻	—	土居尻6	南西外堀復元事業及び、内環状北線整備事業代替地		
60	H27	三の丸	土居尻	—	土居尻7	内環状北線整備事業代替地		
61	H28	三の丸	柳町	—	柳町4	市庁舎発電用施設設置		
62	H28	三の丸	土居尻	—	土居尻8	内環状北線整備事業		
63	H28-29	三の丸	土居尻	—	土居尻9	内環状北線整備事業		外堀から総堀へ引水する松本城の石組水路遺構を検出
64	H28-29	三の丸	土居尻	—	土居尻10	南西外堀復元事業及び、内環状北線整備事業代替地		
65	H28-30	本丸	北裏門東側門台	史		石垣修理事業	史跡松本城北裏門東側門台石垣	
66	H29	三の丸	柳町	—	柳町5	市庁舎仮設庁舎		
67	H29	二の丸	西外堀土塁	史	西外堀3	史跡整備事業	史跡松本城南・西外堀跡試掘調査報告書	土塁状の突き固めた人為的な盛土を確認
68	H29	二の丸	南外堀土塁	史	南外堀3	史跡整備事業		2m以上の版築された人為的な盛土を検出
69	H30	三の丸	大名町	—	大名町2	内環状北線整備事業		
70	H30	三の丸	西不明門	—	西不明門1	南西外堀復元事業及び内環状北線整備事業代替地		近年の攪乱により門遺構は未検出
71	H30	二の丸	西外堀土塁	史	西外堀4	史跡整備事業		土塁状の盛土を確認。盛土からは松本城築城以前の時期の陶磁器が出土
72	R1	三の丸	土居尻	—	土居尻11	内環状北線整備事業		流路跡から大量の笹塔婆やこけら経出土
73	R1	三の丸	大名町	—	大名町3	基幹博物館建設		近世上級武家屋敷や庭の池跡を確認
74	R1-2	三の丸	柳町	—	柳町6	市役所拡充代替地		北総堀土塁構築土、また深志城期である泥町遺構を確認
75	R2	三の丸	土居尻	—	土居尻12	南西外堀復元事業及び、内環状北線整備事業代替地		
76	R2	三の丸	土居尻	—	土居尻13	内環状北線整備事業		
77	R2	三の丸	北門	—		市役所建設代替地		
78	R2	総堀	東総堀	史		災害復旧		
79	R2	本丸	天守台	史		天守耐震対策事業		
80	R2-3	三の丸	柳町	—		市役所拡充代替地		中世の市辻・泥町の痕跡と見られる柱穴や荷札木簡等を確認
81	R3	本丸	本丸	史	本丸4	防災設備設置に先立つ試掘		
82	R3	外堀	南外堀	史	南外堀4	史跡整備事業		外堀の二の丸側の境界及び木杭列を確認
83	R3	三の丸	土居尻	—	土居尻14	内環状北線整備事業		
84	R3-4	三の丸・西総堀	土居尻	—	土居尻15	南西外堀復元事業及び、内環状北線整備事業代替地		
85	R4	外堀	南外堀	史	南外堀5	史跡整備事業		
86	R4	三の丸	土居尻	—	土居尻16	内環状北線整備事業		
87	R4	二の丸	古山寺御殿及び二の丸土塁	史	二の丸9	博物館解体事業		
88	R5	外堀	南外堀	史	南外堀6	史跡整備事業		
89	R5	外堀	西外堀	史	西外堀5	史跡整備事業		
90	R5	本丸	本丸	史	本丸5			

イ 保存整備の経過

明治維新とその後の近代の土地利用の中で、松本城は往時の姿の多くを失いました。松本城本丸及び二の丸は、明治から昭和にかけて旧制中学校及び裁判所敷地として利用されました。旧制松本中学校が昭和10年（1935年）に移転した後、本丸及び二の丸は公園として利用されましたが、第二次世界大戦の影響もあり、本格的な整備は行われませんでした。天守については、明治36年から大正2年（1903年から1913年）にかけて修理が行われました。

戦後、昭和25年から30年（1950年から1955年）にかけて天守の解体修理が行われ、本丸の石垣修理等も実施されました。また、本丸・二の丸とも園路・便益施設・植栽等の公園整備が昭和31年（1956年）までに行われ、現在の本丸・二の丸の基本的な姿が形成されました。公園整備は、昭和27年度（1952年度）に加藤誠平東京大学助教授（当時）に設計を委託し、加藤氏及び前野淳一郎同大学助手（当時）により設計されています（図版17）。本丸庭園・二の丸の公園とも加藤氏による設計に松本市土木課（当時）が修正を加えた上で施工されており（図版18）、本丸庭園は、加藤氏による設計にほぼ基づいていますが、二の丸は設計からかなり変更されています。

昭和41年（1966年）には、旧松本市立博物館（当時は日本民俗資料館）の建設に際し、文化庁（当時は文化財保護委員会）から史跡としての整備の将来計画を作成するよう指導を受け、将来計画を作成しました。

また、松本城西側に高層マンションが建設されたことを契機に、松本城及びその周辺の景観保護を中心とした検討が行われ、昭和48年（1973年）に「松本城周辺整備報告書」としてまとめられました。この報告に基づき、松本城周辺建物の高度規制が始まり、松本城を中心とした歴史的景観の保護が図られるようになりました。

一方で、市街地にある公園としての利用を前提とした整備が先行して行われた結果、噴水等の史跡にそぐわない構造物等が設けられました。これらを改めると同時に、失われた遺構の顕在化（復元）を目的とした「松本城中央公園整備計画」が昭和52年（1977年）に策定されました。これに基づき、噴水や史跡指定地外ですが児童遊園等、史跡にそぐわない構造物等の撤去が行われるとともに、二の丸御殿跡に置かれていた地方裁判所の移転に伴う二の丸御殿跡の整備（発掘調査及び平面表示、周辺の石垣・土坡の修理等）、黒門二の門及び袖塀の復元、太鼓門枳形及び太鼓門の復元等が計画的に実施されました。

太鼓門が平成11年（1999年）に復元され、その後の史跡整備の基本計画として「周辺整備計画」が同年に策定されました。

以上のように、これまでの松本城の保存整備については、①明治維新や近代以降の土地利用に伴う改変箇所の整備、失われた遺構の顕在化、②昭和30年代に行われた公園整備のうち、史跡にそぐわないものの除却、③き損箇所の修理について、整備計画に基づき実施し、現在に至っています（表5）。

表5 史跡松本城 城郭整備（公園整備を含む。）の経過

年度	種別	場所	件名	内容
明治初年	建物保存	本丸	天守保存	市川量造の尽力により天守は破却を免れる。
明治36～大正2	建物修理	本丸	天守修理	小林有也らの尽力による天守の修理（明治の大修理）
昭和25～30	建物修理	本丸	天守解体修理	国直轄の解体修理第一号（昭和の大修理）
昭和25～30	遺構立面	本丸	天守台石垣修復	天守解体修理に伴うもの（本丸南側石垣）
昭和25～30	堀復元	内堀	内堀一部復元	黒門石垣復旧の際、周辺の埋められていた内堀を復元
昭和28	石垣復元	本丸	黒門石垣復元	明治期に一部崩されていた東石垣を復元
昭和28～31	公園整備	本丸・二の丸	本丸・二の丸の公園整備	加藤誠平による設計を基に松本市土木課が設計、施工内堀外周石垣、北外堀三の丸側土坡の改変
昭和30	その他	本丸	埋橋架橋	二の丸から埋門への橋を建設（史実に基づいたものではない。）
昭和35	建物復興	本丸	黒門復興	名古屋城を参考に市民からの多くの寄付を得て復興
昭和42～44	石垣復元	二の丸	太鼓門門台石垣復元	根石を確認し、北門台の一部、南門台の裏側一部を復元
昭和44	石垣修理	二の丸	若宮八幡跡地石垣修理	コンクリートになっていた同石垣を旧規に修理
昭和44	石垣修理	本丸	本丸北外堀南面石垣・埋門北側石垣	経年劣化等により崩落のおそれの生じた石垣を修理
昭和45	石垣修理	本丸	北門土橋石垣修理	経年劣化等により崩落のおそれの生じた石垣を修理
昭和47	石垣修理	本丸	埋門北側石垣修理	経年劣化等により崩落した石垣を修理
昭和49	石垣修理	総堀	総堀西面石垣修理	崩落した石垣（近代に付加された石垣）を修理
昭和54～60	平面表示	二の丸	二の丸御殿跡整備	裁判所移転後発掘調査実施、成果を平面復元
昭和54・55	石垣復元	二の丸	太鼓門北門台石垣復元	二の丸御殿跡整備と合わせて、北門台石垣を復元
昭和58	堀復元	二の丸	東外堀復元	二の丸御殿跡整備と合わせて、埋められていた堀を復元
昭和63	建物復元	本丸	黒門桁形二の門・袖堀復元	発掘調査により基礎確認
平成元	建物復元	二の丸	二の丸裏御門橋復元	土橋を撤去し、木橋を復元
平成2～3	石垣復元	二の丸	太鼓門門台石垣復元	南門台石垣の高さ決定、門復元の前段階
平成元～3	土坡・石垣整備	外堀	本丸北外堀北面土坡・石垣整備	本丸北外堀北側の市道改良事業に合わせて、土坡及び石垣を整備
平成8～11	建物復元	二の丸	太鼓門復元	一の門、二の門を復元（太鼓櫓は復元できず。）
平成14	石垣修理	外堀	東外堀東面石垣修理	ケヤキの成長により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成15～16	石垣修理	総堀	東総堀西側石垣修理	経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成18～20	遺構立面 遺構平面	三の丸	西総堀土塁整備	個人宅に残されていた土塁を発掘調査成果に基づき復元整備、あわせて隣接する武家屋敷地を平面表示
平成20	石垣修理	二の丸	内堀（埋橋南）石垣修理	経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成22～26	石垣修理	二の丸	二の丸御殿跡西側内堀東面石垣	石垣上に成長したケヤキの影響、経年劣化により崩落のおそれの生じた石垣を修理
平成24～26	石垣修理	本丸	埋門南側石垣修理	地震により被害を受けた石垣の修理（災害復旧）
平成27～令和2	石垣修理	本丸	本丸北外堀南面石垣	本丸北裏門東側部分の石垣（門台）の解体工事
平成29	建物修理	本丸	黒門改修	経年劣化が進む黒門一の門の屋根瓦葺替え、石垣破損箇所の応急処置、棧梁の補強等
平成29	遺構表示	史跡内	松本城VR作成配信	松本城の往時の姿をVR（バーチャルリアリティ）映像で再現し、情報端末向けに配信
平成30	堀整備	東総堀	東総堀史跡指定地整備	表土流出防止のための盛土・芝生貼と排水路の補修
令和2	堀修理	東総堀	東総堀災害復旧	台風19号により崩落した石垣の一部を修理
令和2	堀整備	内堀	堀浄化対策	松本城の堀に適した浚渫工法選定のための浚渫工事（実証実験）
令和3～	建物修理	二の丸	太鼓門耐震対策	太鼓門（一の門、二の門、袖堀）の耐震補強工事

(4)史跡松本城の特性

史跡松本城の保存・活用・整備を検討する上で、考慮すべき特性は以下のとおりです。

ア 史跡と共に保存・活用を図るべき天守が現存していること

松本城は明治維新の際、門、櫓を始め多くを失いましたが、市民の努力により五重六階の天守が現存し、国宝に指定されています。天守を中心に石垣などの遺構が良好に現存し、近世城郭の姿を良くとどめ、往時の姿を現在に伝えており、天守（建造物）と史跡の一体的な保存・活用及び整備を図る必要があります。一方で、天守がその中心となりがちであり、史跡としての価値の伝達、活用が不十分です。

イ 中心市街地に位置し、史跡とともに都市公園であること

市街地の中の大規模な都市公園として、多くの市民が訪れ、憩いの場等として広く親しまれています。

ウ 国内でも有数の観光地になっていること

史跡松本城には、天守を中心とした見学者、本丸・二の丸で開催されるイベントへの来場者等、多くの市民・観光客が訪れています。上高地とともに、松本市の代表的な観光地であり、長野県内はもとより、全国的にも有数の観光地となっています。近年は外国人観光客も多く訪れるようになっていきます。

エ 松本市のシンボルであり、中心市街地のまちづくり、地域経済等の中核であること

松本市は、松本城及びその城下町を基礎に発展してきました。松本城は、地域経済、まちづくり、文化等、松本市の様々な面で中核に位置しています。松本城で開催される各種イベントも、市街地にある広い公園という利便性に加え、松本城で開催するという象徴的な意味が重んじられる傾向にあります。また、松本城への観光客の市内への回遊、宿泊等による地域経済の活性化にも大きく貢献しています。

オ 明治維新以降の改変により、江戸時代の姿をとどめていない箇所が多いこと

明治維新後、櫓、門、土塁等は取り壊され、本丸、二の丸は旧制中学校校地等として利用され、また外堀・総堀は埋め立てられ、三の丸は市街地となりました。一方で、改変箇所を説明板等の設置により適切に情報提供することで、江戸時代の本来の姿を示すとともに、近代以降の土地利用や中心市街地の形成過程について理解を深めてもらうことができます。

カ 三の丸及び城下町に江戸時代の町割りが残っていること

松本城三の丸及び松本城下町は、明治・大正期の火災や近代以降の開発により、江戸時代の建造物はほとんど残っていませんが、町割りが良く残されています。

キ 史跡指定地外にも土塁等の重要な遺構が残存していること

史跡指定地外にも松本城の本質的価値を構成する要素として、顕在遺構である総堀土塁跡、地下遺構として大手門枳形等が残存しており、今後その保護を図る必要があります。

(5)松本城に関連する歴史資産

松本市内には、松本城に関連する文化財が数多く残されています。そのうち主な指定等文化財を表6、第26図にまとめました。中世以来この地を治めた小笠原氏に関するものとして、若宮八幡社本殿、筑摩神社本殿等の建造物、数多くの山城があります。歴代藩主に関するものとして、藩の古文書、古絵図、厚く信仰した神社に関するもの、藩主の墓所等があります。また、城下町に残された江戸時代の数少ない武家屋敷や寺院建築のほか、江戸時代から現在に続くぼんぼんと青山様、七夕といった習俗、城下町の賑わいを伝える初市の宝船や祭り舞台等、多岐にわたっています。これらに加えて、指定等の措置は取られていないものの、同様に松本城や城下町と関連した文化財が数多くあります。

明治時代に発生した3度の大火のため、城下町に江戸時代の建造物はほとんど残されていませんが、当時の町割りがよく残っており、屈曲のある道や食い違い等、城下町としての道筋の特徴も随所に見ることができます。こうした城下町の町割りから、現在の松本市が松本城及び城下町をその基盤とし、江戸時代から現在に至るまで松本城がその中心に位置し続けていることが分かります。

また、深志城や松本城及びその城下町の姿をとどめる遺構が、埋蔵文化財として残っており、今後の発掘調査の進展により、文献史料では確認することのできない史実が明らかになっていくことが期待できます。

こうした様々な文化財については、指定・未指定を問わず、地域の歴史を語る関連文化財群として一体的に把握することが重要です。例えば守護の居館である井川城跡から市内に点在している山城を経て松本城が築城される歴史のストーリーを提示することで、地域の歴史に関する理解をより深めることができます。更に市内の各地区に所在する身近な文化財を通じて、中心市街地にある松本城の理解を深めることも可能となります。

松本城に関連する数多くの歴史資産についても、松本城や地域の歴史を理解する上で欠かせないものとして、保存・活用を図る必要があります。

表6 松本城に関連した松本市内の主な指定等文化財

種別	名称	概要	指定	
建造物	若宮八幡社本殿	かつて松本城内にあったものを移築	国	
	筑摩神社本殿	小笠原政康が永享11年(1439年)に寄進	国	
	橋倉家住宅	水野・戸田両家に仕えた武家の住宅	県	
	筑摩神社拜殿	慶長15年(1610年)造立	県	
	旧念来寺鐘楼	庶民の信仰により維持されていた念来寺の鐘楼。 宝永2年(1705年)の建立	県	
	旧松本区裁判所庁舎	明治41年(1908年)に松本城二の丸御殿跡に建築	国	
	松本城天守台土台支持柱残欠	天守を支えていた支持柱の一部	市	
	高橋家住宅	県内で最も古い武家住宅の一つ	市	
	浄林寺山門	中世小笠原氏の創始。石川康長の菩提寺となり、歴代城主の厚い信仰を受けた。	市	
	岡宮神社本殿	城主水野忠職が寛文3年(1663年)に改築奉獻	市	
	千鹿頭神社本殿	高島城主寄進により正徳5年(1715年)に建立	市	
	千鹿頭社本殿	元文5年(1740年)造立。城主戸田光雄の寄進	市	
	浅間温泉天満宮本殿	城主水野氏勸請。松本藩が定期的に修理	市	
美術工芸品	絵画	西善寺紙本著色釈迦涅槃図	市	
	工芸品	野々山家伝来拵付大小	戸田家重臣の野々山家の家宝の刀	市
		戸田家伝世の甲冑	藩祖戸田康長着用と伝わる。	市
		松竹梅と桐紋蒔絵の女乗物	戸田家伝来。城主奥方等が使用した乗物	市
		岡宮神社神輿	元禄13年(1700年)に城主水野忠直が寄進	市
	古文書	深志神社神輿	元禄11年(1698年)に城主水野忠直が寄進	市
		朱印状及び領知目録	將軍家からの朱印状	市
		諸士出身記並びに出身記・出身帳等	戸田家全家臣の身上を記した文書	市
	歴史資料	寛永通宝松本銭と鑄造の許状	松平直政の事績の一つ	市
		信濃国松本藩領大絵図	藩領全体を表した絵図	市
		松本城下絵図	享保十三年(1728年)の城下絵図	市
		深志神社の宝物	小笠原秀政の甲冑の神像等を忠政が寄進	市
	民俗文化財	有形民俗	松本神社の宝物	戸田家由緒の品々
餌差町十王堂の諸仏			城下町東の十王堂に祀られていた諸仏	市
七夕人形コレクション			江戸時代からの城下町の七夕習俗を示す。	国
民間信仰資料コレクション			城下町の習俗を示す木造道祖神像他	国
無形民俗		初市の宝船・七福神人形	初市に引き出された宝船と七福神人形	市
		松本城下町の舞台	城下町鎮守の舞台	市
		ぼんぼんと青山様	江戸時代末期頃から本町・中町・東町を中心に始まった子どもたちの行事	市
史跡	松本のミキノクチ製作習俗	武士の内職として始まった竹細工の縁起物	国選択	
	小笠原氏城跡跡林大城	小笠原氏に関連する山城	国	
	小笠原氏城跡跡林小城	小笠原氏に関連する山城	国	
	小笠原氏城跡桐原城	小笠原氏に関連する山城	県	
	小笠原氏城跡山家城	小笠原氏に関連する山城	県	
	小笠原氏城跡埴原城	小笠原氏に関連する山城	県	
	稲倉城跡	小笠原氏に関連する山城	市	
	伊深城跡	小笠原氏に関連する山城	市	
	平瀬城跡	小笠原氏に関連する山城	市	
	波多山城跡	小笠原氏に関連する山城	市	
	井川城跡	小笠原氏の居館跡	国	
	廣澤寺の小笠原家墓所	小笠原秀政・忠脩父子の墓所	市	
	御殿山小笠原家廟所	小笠原貞慶・秀政・忠脩の廟所	市	
	水野家廟所	玄向寺にある水野家5代の廟所	市	
	戸田家廟園	通称「お塚」と呼ばれる。	市	
源智の井戸	城下町形成以前からの井戸。歴代領主、城主が保護	市		
名勝別	城山公園	天保14年(1843年)に松本城主戸田光庸が犬甘城跡に桜や楓数千本を植え、領民に開放した。	市	

3 史跡等の公開活用のための諸条件の把握

(1)公開

ア 現状

史跡指定範囲は、南・西外堀復元事業用地及び管理上非公開とする区域を除き、原則公開しています。史跡指定範囲は一部を除き、都市計画法に基づき都市公園（松本城公園）に指定され、日常的に多くの市民・観光客が訪れています。

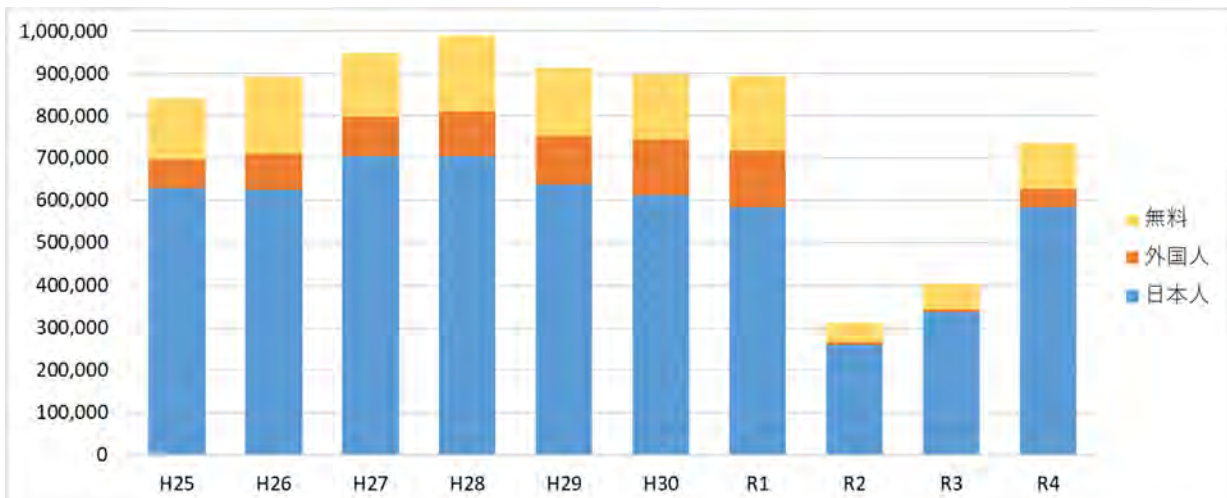
(ア) 本丸及び天守

本丸及び天守は松本城管理条例に基づき有料公開しており、令和4年度(2022年度)の入場者数は735,013人（うち有料入場者数627,088人）でした。平成29年度(2017年度)入場者数912,587人（うち有料入場者数752,834人）と比較すると19%減（有料入場者16.7%減）となりました。

公開状況を表7に、過去10年の本丸内への入場者数を第27図に示しました。令和5年(2023年)5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行した後は、外国人旅行者の増加と相まって、感染拡大前を上回る入場者が見込まれます。

表7 松本城本丸（有料区間）の公開状況（2023年度）

公開期間	1月4日から12月28日まで ただし、年始（1月1日から3日）は天守特別公開として公開時間を短縮して公開
公開時間	午前8時30分から午後5時まで（最終入場午後4時30分まで） ただし、以下の期間は公示により時間延長して公開 午前8時から午後6時まで（最終入場午後5時30分まで） ・ゴールデンウィーク期間（4月末から5月上旬まで） ・夏季期間（おおむね8月11日から8月16日まで）
観覧料	個人 大人700円、小中学生300円、小学生未満無料 団体 20人以上99人まで 大人630円、小中学生270円 100人以上299人まで 大人560円、小中学生240円 300人以上 大人490円、小中学生210円 ただし、松本市民は本丸内への入場無料



第27図 松本城入場者数の推移

表8 松本城入場者数の推移及び年度の主な出来事

年度	日本人	外国人	無料	合計	対前年度比	年度の主な出来事
H25	629,873	66,573	144,280	840,726	97.0%	26年2月大雪
H26	625,213	85,828	181,921	892,962	106.2%	9.27御嶽山噴火 11.22白馬地震
H27	704,615	93,874	150,941	949,430	106.3%	善光寺御開帳 映画orange公開
H28	704,064	106,874	179,423	990,361	104.3%	諏訪御柱祭 NHK大河真田丸
H29	638,041	114,793	159,753	912,587	92.1%	市制110周年
H30	612,471	130,598	155,424	898,493	98.5%	
R1	583,425	134,220	176,187	893,832	99.5%	信州花フェスタ 10月大型台風 旧開智学校校舎国宝指定
R2	259,784	6,841	44,806	311,431	34.8%	新型コロナウイルス流行
R3	337,477	6,395	60,037	403,909	129.7%	新型コロナウイルス流行
R4	584,326	42,762	107,925	735,013	182.0%	新型コロナウイルス流行

(イ) 二の丸

二の丸は、松本城公園として常時開放していますが、防犯上の観点から、二の丸御殿跡及び太鼓門枳形内は夜間の立入りを制限しています。

二の丸御殿跡は昭和59年（1984年）に平面整備を行い、太鼓門は平成11年（1999年）に復元整備を行いました。太鼓門一の門は復元建造物ですが、現在では天守以外の唯一の内部公開の可能な建造物です。外観のみでも歴史的な景観形成や史跡の理解促進に大きく寄与していますが、内部公開により、伝統的な木造建築の様子や、門の機能についての理解促進が期待できます。

(ウ) 三の丸

三の丸は多くが市街化しており、史跡指定範囲としては、東総堀、西外堀土塁公園のみとなります。この2か所については常時開放しています。

西外堀土塁公園は平成21年（2009年）に整備を行いました。

イ 課題

天守の公開が中心となりがちであり、史跡としての価値の伝達、活用が不十分です。

また、松本市周辺は、大規模な直下型地震が発生する可能性が高いことが指摘されています。こうした大規模災害時の天守や史跡松本城・松本城公園利用者の安全確保のため、避難誘導方法の検討や天守等歴史的建造物、復元・復興建造物、地下配管等のインフラ設備の耐震化、防災設備の充実等を図る必要があります。

(ア) 本丸

本丸内は石垣復旧以外に史跡のための整備は行われていません。繁忙期には長時間の入場待ちが発生するため、入場者のストレス緩和を図り、史跡への理解を深めるためにもサ

イン表示や園路整備等が必要です。

(イ) 二の丸

二の丸御殿跡と太鼓門周辺以外は史跡のための整備が行われていません。

太鼓門は、内部公開期間が限定され、太鼓門が果たしうる機能を十分に活用できていません。八千俵蔵等を理解してもらうためには、サイン表示と園路整備が必要です。

(ウ) 三の丸

本丸や二の丸からの動線が明確になっていないことが課題です。現状、松本城を訪れた人の多くが三の丸まで足を運んでいません。

(2)普及公開

ア 現状

(ア) 松本城に関する情報の提供

本丸内への入場者には、松本城の歴史、天守の構造等の概要をまとめたパンフレットを配布しています。日本語（点字パンフレット含む）のほか、英語、仏語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、ロシア語、タイ語、スペイン語の8種類の外国語パンフレットを作成しています。

また、松本城公式ホームページでは、利用案内、松本城や城下町の歴史や構造に関する情報、古絵図等の所蔵資料、各種イベント等の公開情報のほか、城下町の街歩きルートの紹介、松本城の四季折々の写真等を掲載し、観光面のほか、松本城や城下町に関する理解を深めるための情報を多言語（英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語（中国語、韓国語は要約版））で発信しています。

(イ) 入場者に対するガイド

松本城では、観光客に対するガイドをボランティア団体が担っており、松本城を主としたガイドとして松本城案内グループ、NPO法人アルプス善意通訳協会（ALSA）があります。また、松本城及び市街地の観光名所のガイドとして松本まちなか観光ボランティアガイドが活動しています。

松本城管理課では、松本城及び松本市への観光客をお迎えする協働のパートナーとして、ボランティアガイド団体に対する支援に取組み、3団体を対象に、松本城の歴史等に関する研修会の開催、ガイド詰所の設置・ユニフォーム・教材の提供等の環境整備を行っています。

表9 ボランティアガイド団体

団体名	発足年	会員数	活動期間
松本城案内グループ	平成2年	約50名	通年
NPO法人アルプス善意通訳協会(ALSA)	平成4年	約150名	通年
松本まちなか観光ボランティアガイド	平成14年	約30名	通年

(ウ) 学習の場及び教材の提供

松本城を学校教育、社会教育の場及び素材として活用するために実施している事業を、表10にまとめました。松本城や城下町の現地で開催しているもののほか、学校・公民館等に出向いて授業・講座として実施しており、研究専門員が主に対応しています。このほか、発掘調査や工事現場の見学会等を開催し、通常では見られない地下遺構の状況、伝統的工法を用いた石垣修理等の現場の見学機会を設けています。いずれも史跡の価値を市民等に分かり易く伝え、史跡・国宝の価値を活かした重要な活用です。また、大学の研究活動のフィールドや卒業論文の研究対象、大学の授業の一環として松本城の見学、調査が実施されるなど、積極的に受入れを行っています。

学校教育の教材としては、松本城に関する副教材「わたしたちの松本城」を平成15年度（2003年度）から毎年刊行し、市内の全ての小学6年生に無償配布しています。

表10 松本城に関する学習の場の提供

行事名	概要
松本城親子夏休み子ども勉強会	親子で城下町を歩いて松本城や城下町の歴史について学習する勉強会を開催
社会科見学の受入れ及び事前学習授業の実施	市内小学校の社会科見学の際、研究専門員が松本城について説明。また、事前学習として研究専門員が学校に出向き、授業を行うもの
松本城七不思議探検ツアー	「国宝松本城を世界遺産に」推進実行委員会主催。天守内の不思議や伝説等を中心にしたクイズを、親子で見学しながら解答する「国宝松本城七不思議」親子探検ツアーを実施
鉄砲蔵見学会 松本城講座 城と火縄銃	松本城鉄砲蔵赤羽コレクション会との共催で火縄銃の歴史や扱い方の話を聞いたり、実際に火縄銃を間近に見たり触れたりして学習するもの
出前講座・地区公民館講座	地区公民館等での事業として、研究専門員が出向いて講座を行ったり、松本城や城下町の現地見学での説明を行うもの
職場体験	中学生の職場体験の受入れを行い、松本城の各種業務の体験、研究専門員と松本城の見学を実施
松本城検定クイズ	市内小学校で松本城についてのクイズ形式による出前授業を行い、松本城への興味を持つきっかけづくりを行うもの
動画配信	発掘現場やお城にかかわる歴史について、テレビ放送や動画配信サイトを活用して広く周知するもの
松本城天守床磨き	地元の国宝を身近に感じてもらうため市が企画し、集まった企業や市民グループなどのボランティアが国宝松本城の床磨きを行うもの

イ 課題

様々な取組みを行っていますが、史跡としての価値の伝達、活用が不十分です。史跡松本城を紹介するパンフレットがないことや、松本城公式ホームページにも史跡についての記述がメインに出てこないことなどがあげられます。「国宝松本城」という呼称が定着してしまっていることも、「史跡松本城」への理解を遠去けてしまっている一因と考えられます。